



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 井上 超由/編集人 山中 章由
 所在地 滋賀県行政書士会館
 〒520-0056
 大津市末広町2-1(JR大津駅前徒歩1分)
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
 E-mail: shigakai@gyosei-shiga.or.jp
 URL: http://www.gyosei-shiga.or.jp/

時代の波

副会長 奥野 慎太郎

今期、企画部・広報部の担当副会長に就任した奥野と申します。行政書士としては今年で9年目を迎えました。行政書士業務については知らないことばかりではありますが、行政書士制度と会の発展のために少しでも力になることができると考えております。よろしくお願いたします。

さて、私が捉えるところながら、滋賀県行政書士会の抱える課題の中で企画部と広報部が担当している重要なものは、オンラインによる会務の簡略化・コロナ対応(会議およびセミナーの開催ならびに決裁について)、DX(デジタルトランスフォーメーション)への対応、SNSを用いた広報手法の開発です。このあたりの雑感を述べたいと思います。

まず、オンラインによる会務の簡略化・コロナ対応については、前期から会として取り組んでいる課題で、会議やセミナーでは当会も例に漏れずZoomを用い始めており、その利用方法の習熟に努めているところであります。今年度はZoom利用についての研修の企画もあり、利用のさらなる一般化を推し進める予定です。また、役員間のやり取り等に用いる意思疎通ツールとして、現在はもっぱらメール(メーリングリスト)を用いていますが、これはいささか煩雑でややこしい感があります。そこで、会長主導でSlackやChatworkなどを実験的に利用しつつ、よりシンプルな連絡手段を確立しようとしているところです。ビジネスチャットツールを用いることで連絡が円滑になる一方、やり取りがしやすくなりすぎることによって生じる問題もあるため、この問題を踏まえた対策を考えたいと考えております。さらに、ビジネスチャットツールを用いての決裁手続きの円滑化については企画部長と話を既に進めていますが、最初に設定したルールが尾を引くことは多々あると思いますので、注意しながら運用を始めたいと思います。

次に、DXについてです。私見ですが、行政書士が対応するDXとは、「行政のDXへの対応」と「民間のDX推進・支援」と感じています。まず我々行政書士に求められ

ているのは、マイナンバーカードやgBizIDの取得は基本ではあるのですが、まずはDXについて知ることと考えています。既にDXは進んでおり、これを知らないということは時代に取り残された状態に等しいといえるのかもしれませんが、人に説明できるほどの理解が及んでいないことを実感・体感しているところです。行政や民間のDXに関する解説や計画はネット上に大量の資料があり、誰でも閲覧することが可能ですので、今のうちに読み進めて理解していくべきと考えます。会や有志による研究会や勉強会があってよいとも思っています。

そして、これまでも議論されていたことですが、SNSを用いた広報手法の開発についてです。私が広報部長にいた間、FacebookやTwitterによる広報は実施していませんでした。それは、これらの広報ツールは、利用に積極的な担当がいなくなった際に廃れる広報手段であることが、他の単位会からの情報も含めて、もはや自明であろうという考えからです。一方、YouTubeはアーカイブ的な要素も持ち、Twitter等とは別の可能性を持っているであろうことから、着手するには遅い感はあるものの、今からでも模索・挑戦してみる価値があるように感じます。テレビや新聞の力が弱まったと言われている昨今ながら、それでも依然として強い影響力を持っている中、この昔ながらのメディアを併用できる今のうちに、SNS等の新たな広報手段に慣れていく必要があると考えています。

以上、企画部・広報部が担当すべき重点課題について簡単に述べました。ここで、大きな問題点はインターネットをあまり使わない会員への配慮や会の規則・制度の整備です。会がデジタル化を進めた際に、会員への周知・対応はどうするのか、規約上の不備等はないのかなど、このあたりの協議をしっかりと、会としての考えをまとめておく必要があります。新たなことを早く進めようとする際には、足元がおろそかになりがちです。部の垣根を越えて会が一丸となり、新しい時代の波に乗れるよう、勉強しながらではありますが進めて参りますので、ご協力をお願い申し上げます。